

# 浪江町テニス協会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この協会の名称は、浪江町テニス協会（以下「本会」という）と称する。

### (事務局)

第2条 本会の事務局は、事務局長宅におく。

### (会員)

第3条 本会の会員は、浪江町に住所を有する者又は、勤務先を有する者で、本会に入会した者とする。

2 本会の目的に賛同した者は、会員となれる。

### (目的)

第4条 本会は、浪江町におけるテニスの普及と発展を図り、会員個々の技術の向上、品性の陶冶及び会員相互の親睦を目的とする。

## 第2章 事業

### (事業)

第5条 本会は、目的達成のために次の行事を行う。

- (1) 会長杯
- (2) 町長杯
- (3) 講習会
- (4) その他目的達成のために必要な事業

## 第3章 組織

### (役員)

第6条 本会には、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事
- (5) 監事 2名
- (6) 会計 1名

( 役員を選出 )

第 7 条 本会の役員は、次のとおり選出する。

- (1) 会長、副会長及び監事は、役員会で選任し、総会で承認を得るものとする。
- (2) 事務局長は、理事の互選とする。
- (3) 理事は、各団体の代表者若干名及び役員会より推薦された者若干名とする。
- (4) 会計は、会長が、会員の中より委嘱する。

( 役員の任務 )

第 8 条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し遂行する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が任務を行い得ないときは、これを代理する。
- (3) 理事は、本会業務の運営について、助言をするとともに議決に基づき本会業務について分担処理する。
- (4) 事務局長は、本会の運営において、会長と連携し、すべての業務を遂行するとともに関係諸団体との連絡にあたる。
- (5) 会計は、本会の経理を行う。
- (6) 監事は、本会の会計を監査する。

( 役員の任期 )

第 9 条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。
- (2) 役員に欠員が生じた場合は、第 7 条の規定により補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

## 第 4 章 会議

( 会議 )

第 10 条 本会の会議は、総会と役員会とする。

( 総会 )

第 11 条 本会の総会は、年に 1 回開くものとし、ただし、臨時に開くこともできる。

- 2 総会は、会長の招集により開催し、出席者の過半数により議決する。
- 3 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 会則の改正及び審議
  - (2) 当該年度の庶務報告

- (3) 当該年度の決算報告
- (4) 次年度の事業計画及び行事計画の承認
- (5) 次年度の予算の承認
- (6) 役員を選出
- (7) その他必要な事項

(役員会)

第12条 役員会は、必要あるとき会長がこれを召集する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) その他本会の運営上必要と認められた事項

## 第5章 経費

(経費)

第13条 本会の経費は、会費、大会参加費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第15条 本会の会費は、総会で決定する。

## 第6章 雑則

(簿冊)

第16条 本会には、次の簿冊を備えるものとする。

- (1) 本会会則
- (2) 本会会員名簿
- (3) 本会役員名簿
- (4) 本会会計簿
- (5) その他必要な簿冊

付則 この会則は、平成3年5月18日より施行する。

付則 この会則は、平成6年4月9日より施行する。

付則 この会則は、平成10年4月18日より施行する。

付則 この会則は、平成16年4月3日より施行する。